令和 4 年 1 2 月 28 日 第 は| 童| で| 六

〇厚生労働省令第百七十五号

水曜日

他の児童の所在を確実に把握することがで 在の確認 (児童の降車の際に限る。)を行わ 装置を備え、これを用いて前項に定める所 その他の車内の児童の見落としを防止する 的に運行するときは、当該自動車にブザー が少ないと認められるものを除く。)を日常 を有しないものその他利用の態様を勘案し 後方に備えられた前向きの座席以外の座席 童の送迎を目的とした自動車(運転者席及 ればならない。 きる方法により、 なければならない。 てこれと同程度に児童の見落としのおそれ びこれと並列の座席並びにこれらより一つ 保育所及び児童発達支援センターは、児 児童の所在を確認しなけ

2 |

三星三子動育予育十五号。付則こおハて「指定通所支援基準」という。)の一部を次の表のように改第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四)り置着者をとして (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

(自動車を運行する場合の所在の確認) 第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、 第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、 障害児の事業所外での活動、取組等のため 「中の際に、点呼その他の障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の乗車及び降事とに把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。 「事児の所在を確認しなければならない。」 「事児の事業者は、障害児の形在のできる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。」 「事児の事業者は、障害児の利力に対している。」 「事の移動をのときる方法により、障害児の移動のために自動車(運転者席及びこればならない。」 「事の形式の表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表	正する。正する。正する。正する。		附則において「指定通所支援基準」	正 前 (傍線部分は改正部分)
(自動車を運行する場合の所在の確認 四十条の三 指定児童発達支援事業者 四十条の三 指定児童発達支援事業者 車を運行するときは、障害児の乗車及 車の際に、点呼その他の障害児の乗車及 車の際に、点呼その他の障害児の乗車及 事に把握することができる方法により 害児の所在を確認しなければならない 指定児童発達支援事業者は、障害児の 指定児童発達支援事業者は、障害児の所在 を証列の座席並びにこれらより一つ後 と並列の座席並びにこれらより一つ後 と並列の座席並びにこれらよりの を目的とした自動車(運転者席及び とがいものその他利用の態様を勘案して ないと認められるものを除く。)を日常 ないと認められるものを除く。)を日常 ないと認められるものを除く。)を日常 ないと認められるものを除く。)を日常	改	正	後	改
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	運	定児童発	(達支援事業者は、	新設)
重行するときは、当該自動車にブザー車の際に、点呼その他の障害児の所在を確認しなければならない。 指定児童発達支援事業者は、障害児の所在を確認しなければならない。 指定児童発達支援事業者は、障害児の所在を確認しなければならない。 に立列の座席並びにこれらより一つ後 と並列の座席並びにこれらより一つ後 とがある。 とがある。 に記述された前向きの座席以外の座席を ないものその他利用の態様を勘案して ないものその他利用の態様を勘案して ないと認められるものを除く。 を同程度に障害児の所存 と同程度に障害児の見落としのおそれ ないと認められるものを除く。 を日常とののを除く。 を日常とののを除く。 とのおそれ	車を運行するとの他の)障害児の	冗 劉	
選行するときは、当該自動車に 選行するときは、当該自動車に 選行するときば、当該自動車に 選行するときば、当該自動車に 選行するときば、当該自動車に 選行するときば、当該自動車に 選行するときば、当該自動車に	実に把握するこ	とができ	る方法により、障	
運行するときは、当該自動車に 運行するときは、当該自動車に 運行するときは、当該自動車(運転者 迎を目的とした自動車(運転者 かいものその他利用の態様を勘 ないものその他利用の態様を勘 ないと認められるものを除く。)	害児の所在を確	認しなけ	ればならない。	
国内 とした自動車にブザー は、当該自動車にブザー と した自動車にブザー ものその他利用の態様を勘案してものその他利用の態様を勘案してものその他利用の態様を勘案してものそのであるとのであるとのであるという。	[i]	翠	3	
するときは、当該自動車にブザーと認められるものを除く。)を日常程度に障害児の見落としのおそれものその他利用の態様を勘案して	と並列の座席並	びにこれ	らより一つ後方に	
するときは、当該自動車にブザーと認められるものを除く。)を日常程度に障害児の見落としのおそれものその他利用の態様を勘案して	備えられた前向	きの座席	以外の座席を有し	
するときは、当該自動車にブザーと認められるものを除く。)を日常程度に障害児の見落としのおそれ	ないものその研	利用の能	様を勘案してこれ	
運行するときは、当該自動車にブザーそのないと認められるものを除く。)を日常的に	と同程度に障害	児の見変	としのおそれが少	
	重けると認められ	るものを	励車こブザーその ()を日常的に	

水曜日

座席並びにこれらより一つ後方に備えられ

た前向きの座席以外の座席を有しないもの

業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事

とした自動車(運転者席及びこれと並列の

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、 他の車内の障害児の見落としを防止する装 の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わ 置を備え、これを用いて前項に定める所在 なければならない 設備及び運営に関する基準の一部改正

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四 年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。)の一部を次の表のように改

(傍線部分は改正部分)

			ばならない。	障害児の所在を確認しなければならな
			方法により、	確実に把握することができる方法によ
			の障害児の所在を	降車の際に、点呼その他の障
			障害児の乗車及び	動車を運行するときは、障害
			動のために自	めの移動その他の障害児の移動の
			、取組等のた	は、障害児の施設外での活動
		(新設)	害児入所施設	第三十七条の三指定福祉型障害児
			在の確認)	(自動車を運行する場合の所在の確
前	正	改	後	改正

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正

第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号。 則において「家庭的保育事業等基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

			により、利用乳幼児の折在を確認しなけれ
			の所在を確実に把握することができる方法
			及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児
			動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車
			移動その他の利用乳幼児の移動のために自
			幼児の事業所外での活動、取組等のための
		(新設)	第七条の三家庭的保育事業者等は、利用乳
			(自動車を運行する場合の所在の確認)
前	正	改	改正後
傍縞部分は改正部分	(傍縞		

令和 4 年 12 月 28 日

2 |

ばならない。

の確認 (利用乳幼児の降車の際に限る。)を 置を備え、これを用いて前項に定める所在 車内の利用乳幼児の見落としを防止する装 するときは、当該自動車にブザーその他の と認められるものを除く。)を日常的に運行 その他利用の態様を勘案してこれと同程度 に利用乳幼児の見落としのおそれが少ない 行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三 号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(自動車を運行する場合の所在の確認) 第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のため 車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確して記述することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	改正後
(新設)	
	改
	正
	前

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。 (自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第二条 第一条の表の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、 ターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。 場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援セン るときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この 下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があ であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以 保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合

第三条 第二条の表の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用につい ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない. 場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、 るときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この 下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があ であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以 ては、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合

十四条の九、

七十九条において準用する場合を含む。)」を「第四十条の二(第五十四条の五、第五十四条の九、

第七十一条の六、

第七十一条の十四、

官

合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止するいては、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭的保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用につ 者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならな 事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、 装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な る。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業 当該自動車にブザー等を備えないことができ

第百七十五号)の一部を次のように改正する。 **1条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和E(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正) (令和四年厚生労働省令

の条及び次条において同じ」に改める。 条の四」を加え、同欄の設備運営基準第六条の三第一項中 改正後欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「、第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第二条第一号」に、「並びに附則第九十四条第一項」を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同二条一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「、第七十二条第一号」を「、第七-号」に改め、「並びに附則第九十四条第一項」を削り、 |四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第一条第十号中 同項第三号中 「第四十条の |以下この条において同じ] を 「第六条の三」の下に (第五十四条の五、 「以下こ 第六

生加える。 準用する場合を含む。)」の下に「、第三十七条の三(第五十七条において準用する場合を含む。)」 第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七条の二(第五十七条において

|第七条の二] の下に